

# カワシマ便り (第6号)



株式会社 カワシマ

株式会社 カワシマ

●〒101-0054 千代田区神田錦町2-2-11 長島ビル2F  
tel. 03-5281-6353 fax. 03-5281-6923

●〒270-1154 我孫子市白山1-27-3  
tel. 04-7183-2910 fax. 04-7185-0151

E-mail : info@ykawashima.co.jp

URL : http://www.ykawashima.co.jp

株式会社損害保険ジャパン/損保ジャパンひまわり生命株式会社

東京海上日動火災保険株式会社 アメリカンファミリー生命保険会社

カワシマです



## 六、三、一、

政権が交代し、政局の転換とともに変わりゆく世の中。しかし急激な変動の中で常人は、どんな仕事であれ、学業であれ、スポーツであれ、日々の積み重ねが基本である。絶え間ない修練で己を磨き、戸惑いをなくし成長、発展していくものである。不易と流行の中で変革することは厭わないが、今の政治は始めに排除ありきだ。マニフェスト病にとりつかれ、国民の真の生活を忘れ、我田引水的な政治家主導の旗印をのみ鮮明にしすぎ、強引さが目立つ。政ごとは安心、信頼、納得が得られなければならない。いつの世でも情愛と倫理と経済、この3つが課せられ、束縛される。良いところは継続し、よりよいところに納めるのが政治だと思うのだが・・・。

今の世の中はスピード時代だと言って何でも速ければいいと言った風習がある。速ければいいと言うものではない。努力とコツコツ精神、信念を持ち一つずつ重ねて行くことで自分なりの

個性ができてくる。それには自分で物の感じ方を大切にし、読書や人の話は意識して聞く聞き上手に心掛けるべきで、聞くが六割、話すが三割、沈黙が一割、そんな中で業務経験を積んだ人は経験、カン、度胸で筋が通った思考方式にもとづき過去に何がどうして起こったか照らし合わせ、常識を織り交ぜた処理となる。したがって社会のためと思う理念が必要かつ要求される。そうすることにより誤った結論は出さなはずである。理論理屈だけでは人は動かないし、動かさない。問題、課題をしっかりと見きわめ判断しなければならない。

そのためにも感覚を粗末に使ってはいけないと思う。心は体のいたるところにあり、体に問いかける精神、そして先ず生活習慣を洗いなおし、充実した生活を送るため、良く眠り、バランスの良い食事心がけ、健康な体を維持し仕事に励むべきである。健康な肉体に健全な精神がやどる。

# 保 険 法 改 正

商法の保険に関する規定は、明治32年の商法制定後、約100年もの間、実質的な見直しがなされておらず、大きく変化した社会経済情勢への対応が求められていました。

保険法改正のポイントは、①現代の保険実務の反映、②保険契約者等の保護の強化、③保険制度の健全性の維持、等です。

この保険法改正により、ほとんどすべての商品において普通保険約款・特約、保険契約申込書・契約内容変更依頼書（承認請求書）、契約規定等が改定となります。保険法改正の趣旨に則った内容にて改定しています。

## <新設・改定となる主な規定>

1. 保険契約締結時	①告知義務
2. 保険期間の途中における変更等	①通知義務(危険の増加・減少)
	②保険の目的物の譲渡
	③超過保険
	④介入権行使
3. 事故発生時等	①保険金の支払時期
	②他の保険契約等がある場合の保険金の支払
	③賠償責任保険契約についての被害者の優先権
4. その他	①重大事由解除
	②被保険者による解除請求
	③時効

告知義務	<p>◇これまでは、告知事項を契約者が自発的に申告（自発的申告義務）することを求めていましたが、保険法制定に伴い、保険会社が告知事項として質問をした項目に答える義務（質問応答義務）となります。</p> <p>◇告知義務違反により、保険会社が契約を解除する場合でも、解除までに生じた事故と違反があった告知事項との間に因果関係が無ければ保険金を支払います。</p>
------	--

保険金の支払時期(保険給付)の履行期	<p>◇保険金支払いのために必要な調査事項と、その調査事項の確認に必要な期間を約款上明確化します。</p> <p>◇保険会社の事情によりこの期間を経過して保険金をお支払いする場合、経過分の遅延利息を支払います。</p> <p>【支払期間の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準期間：30日</li> <li>・医療機関等への照会が必要な場合：90日</li> <li>・警察等公機関への照会が必要な場合：180日</li> </ul>
--------------------	---

通知義務	<p>◇これまでは、通知事項に変更がある場合は、保険契約者に「事前通知」を求めていましたが、保険法制定に伴い、『遅滞なく』通知することでも良いこととなります。</p> <p>◇通知義務違反により、保険会社が契約を解除する場合でも、解除までに生じた事故と違反があった通知事項との間に因果関係が無ければ保険金を支払います。</p>
保険料返還の制限	<p>◇これまでは不払解除・告知義務違反解除などの場合、領収済保険料は返還しないこととしていましたが、保険料を返還しない場合を『契約者の詐欺・強迫を理由とした契約取消』などに限定します。</p>

商 品	改定実施期間
火災保険・地震保険 (個人向け・企業向け)	2010年1月1日以降 保険始期契約
傷害保険・所得補償保険 賠償責任保険(個人向け) 新・団体医療保険	
積立保険 (人保険・物保険)	
自動車保険	2010年4月1日以降 保険始期契約
企業分野商品 (動産総合保険・一般賠償責任 保険・その他新種・海上保険等)	
長期第三分野商品 (Dr. ジャパンなど)	

## 実施日

保険法は2008年5月30日に成立し、同年6月6日に公布されました。施行日は公布日から2年以内の政令で定める日とされており、各社とも2010年1月始期契約から保険法改正に対応する改定を実施する。

## 電車で遊ぼう ⑤

鈴木 厚正

海外旅行やドライブもよいけれど、たまにはローカル線でのんびり楽しみませんか。

高齢化と過疎化で多くの地域社会が崩壊していく中で、昔からの伝統行事を大切に守っている所があります。

福島県三島町がその一つ。小正月（1月15日）を中心に民族行事を集中して実施します。そのクライマックスが「サイの神」（左義長とか、どんど焼きという地方もあります。）。

ご神木を伐り出し、飾りつけ、立て、火を放って燃やし、その形も地区毎に異なります。その一部始終を見学します。

今回は、1月14日に会津坂下町で行われる「大俵<sup>ばんげ</sup>ひき」も併せて見る予定です。

コースは、上野—宇都宮—郡山—会津若松—（現地）—小出—越後湯沢—水上—上野。

ご用とお急ぎの方は新幹線で、ぼくは「青春18きっぷ」で行きます。帰りの現地～小出間の雪景色が素敵です。

現地集合解散で、会費は2万円（1／14～16、2泊5食。解散時精算）。

詳しくは、鈴木厚正（Fax 043-291-2917）まで



サイの神（大登地区）



サイの神（宮下地区）

## ご挨拶

<カワシマ事務所からのお知らせとカオリンからのお願い！！>

年末年始は12月29日～1月3日までお休みを取らせて頂きます。

お休み期間中、万一、事故が発生しましたら下記へご報告下さい。

事故対応 損保ジャパン 0120-256-110

東京海上日動 0120-119-110



弊社ホームページ上で保険に関する事、その他いろいろな情報を提供させて頂いております。みなさまからの意見も取り入れ、来年度はより一層充実させていきたいと思っております。ご意見・ご要望等ございましたら是非お寄せ下さい。お待ちしております。

<http://www.ykawashima.co.jp>

[info@ykawashima.co.jp](mailto:info@ykawashima.co.jp)

みなさまお健やかに過ごして下さい。



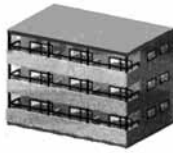
日本の国が大きく変わった年でした。天皇在位20周年というおめでたいこともありました。経済の動きは緩慢でトンネルからなかなか抜け出ない感は否めません。来年は明るい日射があたり、ますますの健勝を祈念いたし、年始の賀状に代えさせて頂きます。

カワシマ

# 保険の解説シリーズ（火災保険編）

〈構造級別を従来の6区分から3区分に簡素化しました〉

## 個人用火災総合保険の構造級別

<b>H 構造</b>		<p>M構造およびT構造に該当しない建物</p> <p>前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。</p>	高い ↑ 保険料 ↓ 安い
<b>T 構造</b>		<p>1. 下記の〈a〉～〈e〉のいずれかに該当する建物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〈a〉コンクリート造建物</li> <li>〈b〉コンクリートブロック造建物</li> <li>〈c〉れんが造建物</li> <li>〈d〉石造建物</li> <li>〈e〉鉄骨造建物</li> </ul> <p>2. 耐火建築物*</p> <p>3. 準耐火建築物*</p> <p>4. 省令準耐火建物</p>	
<b>M 構造</b>		<p>1. 下記の〈a〉～〈d〉のいずれかに該当する共同住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〈a〉コンクリート造建物</li> <li>〈b〉コンクリートブロック造建物</li> <li>〈c〉れんが造建物</li> <li>〈d〉石造建物</li> </ul> <p>2. 耐火建築物*の共同住宅</p>	


## ※耐火建築物・準耐火建築物の判定方法は？

### 〈耐火建築物〉

耐火建築物とは、建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

### 〈準耐火建築物〉

準耐火建築物とは、建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

 **判定のポイント**

**建築確認申請書**

建築確認申請書の第四面「5. 耐火建築物」の欄の記載内容により、耐火建築物または準耐火建築物の判定ができます。

<b>【「5. 耐火建築物」欄の記載】</b>	<b>【判定】</b>
●耐火建築物	→ 耐火建築物
●準耐火建築物 (イ-1)(イ-2)	→ 準耐火建築物
(ロ-1)(ロ-2)	

**その他**

建物の設計書やハウスメーカー住宅の仕様書などで確認できる場合があります。施工メーカーなどにご確認ください。

ご加入は、代理店ホームページから！



<http://www.ykawashima.co.jp>

このカワシマ便りの中で保険商品の説明にあたる箇所は概要のご案内となります。詳しい内容については ㈱カワシマ（取扱代理店）まで、お問い合わせください。